

第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）概要

資料 1

第1章 はじめに（計画の策定にあたって）

1. 策定の趣旨

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、大阪府における基本的な施策の方向性を示すとともに、取組を推進するための指針としての計画を策定。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文化的な豊かさを享受できる社会の実現をめざす。

2. 計画の理念・役割

- 視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現をめざす。
- SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に貢献する計画。

3. 計画の対象

- 視覚障がい者、発達障がい者、書籍を持つことやページをめくること、眼球使用が困難である身体障がい者。
- 聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、外国人等、読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮。

4. 計画期間

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間
- 定期的な進捗状況の把握及び評価

5. SDGsとの関係

視覚障がい者等の読書環境を整備することにより、SDGsの目標達成に貢献する。

第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り（令和3年度～令和6年度）

1. 読書を取り巻く環境の変化

- （1）視覚障がい者等の読書環境の変化
- （2）法制度の変化と社会的対応
- （3）読書手段の多様化
- （4）書籍整備の課題
- （5）国の「基本計画（第二期）」（令和7年3月策定）

2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績

- <方向性1> アクセシブルな書籍等の充実（法第9、10条関係）
 - アクセシブルな書籍の収集・製作、全国的な情報共有の推進、市町村図書館等への支援と連携強化、情報発信の強化、市場動向の調査等
- <方向性2> 公立図書館等の人材育成・体制整備（法第9、10、11、15、17条）
 - 職員向け研修の実施、学校図書館との連携強化、点訳者・音訳者の養成、障がい当事者の雇用による支援体制の強化、情報発信の強化（再掲）
- <方向性3> 利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実（法第9、14、15条）
 - 施設のバリアフリー化と機器整備、情報発信の強化（再掲）、制度の活用による支援、読書支援機器の利用案内、イベントによる体験機会の提供
- <方向性4> 図書館サービスに係る情報発信（法第9、10条）
 - 情報発信の強化（再掲）、教育現場への周知、イベントによる体験機会の提供（再掲）、医療従事者への周知、福祉関係機関・当事者団体への周知
- <方向性5> 国、市町村との連携（法第5、9、17条）
 - アクセシブルな書籍の充実に向けた要望、製作体制の見直しと人材育成の支援、図書館利用環境の整備とサービス対象の拡大、図書館現場との意見交換と情報共有、市町村図書館との連携強化

3. 課題の把握と今後の方向性

- （1）課題の把握
- （2）第二期大阪府読書バリアフリー計画に向けた方向性
- （3）誰もが読書を楽しめる社会の実現へ

第3章 基本方針及び施策の方向性

1. 基本方針

- 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざす。
- 第一期大阪府読書バリアフリー計画において定めた5つの方向性を継承し、計画を推進。

2. 施策の方向性と取組内容

- <方向性1> アクセシブルな書籍等の充実（法第9、10条）
（取組内容）
 - 公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の収集・製作の継続、製作したデータ等を国会図書館・サピエ図書館へ継続して提供するとともに、書籍・データ等の相互貸出を引き続き実施
 - 府立図書館におけるデジタルデバイスの活用の検討、無料コンテンツの紹介等
- <方向性2> 公立図書館等の人材育成・体制整備（法第9、10、11、15、17条）
（取組内容）
 - 公立図書館・点字図書館等の職員を対象に、支援方法や読書支援機器の使用方法を学ぶ研修を実施
 - 学校における教職員間の連携、地域のボランティア等協力者との連携により、学校図書館の活用を支援
 - 公立図書館、点字図書館における点訳者や音訳者等の養成講座の開催、特定書籍、特定電子書籍等の製作ノウハウや基準等の情報共有
 - 府民への点訳・音訳資料製作過程の紹介等による、興味・関心を抱くきっかけ作り
- <方向性3> 利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実（法第9、14、15条）
（取組内容）
 - 図書館施設のバリアフリー化、読書支援機器等の整備及び利用サービスを紹介するリーフレット等の配付
 - 市町村における日常生活用具給付等事業への継続支援
 - 読書支援機器の利用及び入手方法の案内、使用体験講習会の実施
- <方向性4> 図書館サービスに係る情報発信（法第9、10条）
（取組内容）
 - 利用しやすいアクセシブルなホームページの作成、アクセシブルな書籍等の体験型イベントの実施
 - 公立図書館、点字図書館、サピエ図書館、国会図書館の利用方法・サービス内容の周知
 - 医療機関や地域ボランティア、当事者団体、支援団体と連携した図書館サービスの情報発信
- <方向性5> 国、市町村との連携（法第5、9、17条）
（取組内容）
 - 電子書籍等の一般書籍との同時出版、ボランティア主体となっているアクセシブルな書籍製作状況の抜本的見直し及び障がい種別・等級等の制約がある利用サービスの対象範囲の拡大検討について要望
 - 府及び府立図書館は、府内市町村における施策の推進を支援

第4章 基本的施策に関する指標

「施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進をめざす。

- （1）アクセシブルな書籍等の充実
- （2）人材育成・体制整備
- （3）読書環境サービスの充実
- （4）図書館サービスに係る情報発信

第5章 おわりに

- 指標等を活用しながら進捗状況を把握し、読書環境の整備を着実に推進。
- 取組を着実に推進するため、市町村等の協力、公立図書館等における環境整備や施策の充実が必要。